



しんくみ東海北陸健康保険組合便り

連絡先：〒453-0015

愛知県名古屋市中村区椿町3-21

電話：052-451-0291 FAX：052-453-3770

最低賃金引上げに向けた支援策が公表されました

◆令和8年度の最低賃金改定額

今年度の最低賃金改定額の答申は、47 都道府県で 54 円～65 円の引上げとなりました（本年 10 月 1 日から 12 月 2 日までの間に順次発効）。全国加重平均は 1,177 円（昨年度 1,121 円）で、全国加重平均額 56 円の引上げは、過去 2 番目の高さです。

◆最低賃金引上げに関する国の支援

厚生労働省と経済産業省（中小企業庁）は、影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する支援を連携して実施しています。例えば経産省では、各種補助金について、補助上限の引上げや加点措置を実施しています。なお、助成金・補助金の組合せ利用も可能です（同一の補助対象（設備等）に対する重複利用は不可）。

◆業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設

備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

◆キャリアアップ助成金

最低賃金改定に伴う賃金規定等の改定をし、非正規雇用労働者の基本給を 3% 以上賃上げする場合に、「賃金規定等改定コース」が利用できます。

◆賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件の下、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税から税額控除できる制度です（令和 9 年 3 月 31 日開始事業年度まで）。

◆デジタル化・AI 導入補助金

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた AI を含む IT ツールの導入を支援します。

【参考】

中小企業庁「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」

<https://mirasapo-plus.go.jp/chinage/>

療養等と仕事の両立のために報酬が急減した場合の標準報酬月額改定に関する特例措置が創設されます

◆何のための特例措置？

療養、育児または介護（以下、「療養等」という）と仕事を両立するため、勤務日数を減らす等の就労調整により、社会保険料の標準報酬月額が 2 等級以上低下した場合に、翌月から標準報酬月額を改定できるようにする特例措置が、令和 9 年 1 月 1 日より創設されます。

通常の随時改定では、報酬減となった後も 3 カ月間、報酬減となる前の高い保険料を負担することとなります。そのため、報酬減が 3 カ月以上続くことが見込まれるとして事業主から届出があった場合に、より速やかに標準報酬月額を改定できるようにする措置の創設が要望されていました。

◆措置を利用するための手続きは？

事業主が、被保険者報酬月額変更届（特例改定用）に申



立書兼同意書を添えて、日本年金機構の事務センター（または年金事務所）に提出します（組保管掌健保は、同時に健保組合にも提出）。

なお、特例措置による改定後も、定時決定は行う必要があるため、「被保険者標準報酬月額算定基礎届」の提出は必要となります。

◆措置を利用する場合に注意すべき点は？

特例措置により、標準報酬月額が減少するため、将来の年金給付が減少すること、傷病手当金および出産手当金に影響が生じることについて、対象者に十分説明の上、あらかじめ書面で同意を得ておく必要があります。

インフルエンザが早くも流行入り 感染防止等対策について

◆過去 2 番目の早さで流行入り

厚生労働省は 8 月 28 日、8 月 17 日～23 日のインフルエンザの定点医療機関からの感染報告数が 1.11（定点医療機関数：全国に約 3,000 カ所、報告数：4,094 人）となり、流行入りの目安である 1 を超え、インフルエンザの流

行シーズンに入ったことを発表しました。この時期での流行シーズン入りは、感染症法が施行された 1999 年以降、2 番目の早さとなります。

◆暑い時期の感染症対策

同省は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症といった急性呼吸器感染症（ARI）等の予防には、「手洗い」「せきエチケット」「換気」が有効であるとして、手洗いやマスク着用など基本的な感染対策を呼びかけています。ただし、夏場は熱中症防止の観点から、屋外でマスク着用の必要がない場面では外すことを推奨しています。

また、夏は閉め切った室内でエアコンを長時間稼働させると空気が乾燥し、ウイルスが活動しやすくなります。そのため、エアコンの使用中は、熱中症対策を優先しつつ、室温が上がらないように 24 時間換気システムや換気扇などの機械換気と窓開けによる換気の工夫を行うことを推奨しています。

◆症状の判断に注意！

暑い時期のインフルエンザ流行の原因として、高熱などの症状が「夏バテ」や「熱中症」と似ているため、インフルエンザと気づかずに感染させてしまうことが挙げ

られています。発熱などの症状が出て判断に迷う際は、医療機関に電話で相談のうえ受診することが、重症化と周囲への拡大を防ぐことにつながります。

「喫煙ルール」も会社の魅力になる

厚生労働省の「受動喫煙対策の見直しに関する『議論のとりまとめ』」によると、改正健康増進法の全面施行から 5 年が経過し、特に受動喫煙防止の必要性が高い病院や学校など第一種施設では受動喫煙の機会がほとんどないことが確認された一方、その他の施設では、一定程度残っているとされています。

職場の受動喫煙対策としては、令和 2 年 1 月 6 日からハローワークの求人票に就業場所における「受動喫煙防止」のための取組みを明示することとされています。また、受動喫煙防止対策助成金による受動喫煙防止のための施設・設備の整備に対する助成が行われています。

人材確保が難しくなる中、自社の喫煙ルールを求職者から「気持ちよく働けそうだ」と思ってもらえるかという視点で点検してみるのもよいでしょう。